

<番号制度ヒヤリハット事例集>

マイナンバー（個人番号）を取り扱う様々な場面で発生しやすいヒヤリハット事例を紹介します。

1 住民票（写）の「個人番号」欄に記載されている番号が、マイナンバー（個人番号）であることを知らずに、住宅ローンの申込みのために金融機関に提出しようとした。

- ✓ 住民票（写）や源泉徴収票等の公的書類に記載されている「個人番号」は、マイナンバーですので気を付けましょう。

2 個人ローンの申込のため、金融機関から住民票（写）の提出を求められ、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票（写）の交付を申し込んでしまった。

- ✓ マイナンバー（個人番号）が必要ない場合は、個人番号が記載されない書類を希望しましょう。
市役所等の窓口で個人番号の記載の有無をよく確認しましょう。
- ✓ もし個人番号が記載された住民票（写）を受け取ってしまった時に、金融機関等に提出する場合は、個人番号部分をマスキングしましょう。

（住民票（写）の見本）

発行する自治体によって、住民票（写）の様式は異なりますので、ご注意ください。

住民票 ○○県○○市

住所	○○県○○市××町△番△号		世帯主	番号 太郎		
氏名	番号 太郎	生年月日	性別	続柄	住民となった年月日	住所を定めた年月日
		昭和50年 1月 1日	男	世帯主	平26. 4. 1	平26. 5. 1 転居 平26. 5. 1 届出
1 本籍	○○県○○市××町△番△号			筆頭者	番号 太郎	
前住所	○○県○○市□□町△番△号			住民票コード	略写省略	
転出				個人番号	略写省略	

「個人番号」欄に記載されているのが、マイナンバーです。

(源泉徴収票の見本)

※ 平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は所在地 氏名又は名称		個人番号 氏名		氏名 (フリガナ)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収額の合計額	源泉徴収額	
控除対象配偶者 氏名	配偶者特別控除額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	15歳未満児童の数	源泉徴収率	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除額		
（概要） 掲載時点におけるイメージです。 確定式ではありません。					
社会保険料等の内訳	住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除
控除対象配偶者 氏名	控除対象扶養親族 氏名	国民年金保険料 氏名	国民年金保険料 氏名	国民年金保険料 氏名	国民年金保険料 氏名
1 氏名	2 氏名	3 氏名	4 氏名	5 氏名	6 氏名
扶養親族 氏名	扶養親族 氏名	扶養親族 氏名	扶養親族 氏名	扶養親族 氏名	扶養親族 氏名
7 氏名	8 氏名	9 氏名	10 氏名	11 氏名	12 氏名
受給者生年月日	受給者生年月日	受給者生年月日	受給者生年月日	受給者生年月日	受給者生年月日
支払者 住所(住所) 又は所在地 氏名又は名称					

「個人番号」欄に記載されているのがマイナンバーです。

得の源泉徴収票

（受給者番号）	
（個人番号）	
（氏名）	
氏（フリガナ）	
名	

「個人番号」欄に記載されているのがマイナンバーです。

控除対象配偶者 個人番号		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		国民年金保険料等の金額	
氏名							
1 個人番号							
氏名							
2 個人番号							
氏名							
3 個人番号							
氏名							
4 個人番号							
氏名							

3 人事異動があったので「従業員名簿」を修正し、社内の電子掲示板に掲示しようとしたところ、誤って同じフォルダーに保存していた「個人番号管理簿」を掲示しそうになった。

- ✓ 個人番号を管理するファイルは、他の人事管理ファイル等とは別フォルダーに保存する方が良いです。
また、公表内容に表計算システムの2ページ目や非表示部分など、公表できないものが含まれていないか確認しましょう。
- ✓ インターネット上のホームページはもちろんですが、社内の電子掲示板などにお知らせなどを掲示する際も、開示できない内容が含まれていないか良く確認しましょう。

E列が非表示になっているので、閲覧させて良いデータかどうかの確認が必要です。

	A	B	C	D	F	G
1	従業員名簿					
2	氏名	生年月日	住所	電話番号	メールアドレス	
3	〇〇 〇〇	
4	×× ××	
5	△△ △△	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						

このシートは、マイナンバー(個人番号)が含まれているので、社内掲示板等に掲載する場合は削除する必要があります。

従業員名簿 | 番号管理簿

4 財布を紛失したため、拾得物カウンターに遺失物届を出す際、財布の内容物を確認され、個人番号の通知カードが入っていたため、遺失物として「通知カード」と記載し、あわせて個人番号を記載しそうになった。

- ✓ 個人番号の通知カードを紛失したことを届ける際は、警察を含め、個人番号は記載しないようにしましょう。
なお、通知カードを紛失等した際には、住民票のある市区町村やマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡下さい。

5 個人番号が記入された書類を施錠できるキャビネットに保管していたが、書類を整理せずに積み重ねていたため、年度末の文書廃棄の際、廃棄する書類と一緒に捨ててしまいそうになった。

- ✓ 厳重に保管しなければならない書類は、ファイリングするなど一目でわかるように保管しましょう。
- ✓ 保管していた書類を持ち出したり、廃棄したりする場合は、関係のない書類が混ざっていないか確認しましょう。